

VII 金融円滑化

■貸付条件の変更等の実施状況

【お客様が中小企業者である場合】

(単位：件、百万円)

区 分	平成24年9月末		平成24年3月末		平成23年9月末	
	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	—	—	—	—	—	—
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	—	—	—	—	—	—
うち、実行に係る貸付債権	—	—	—	—	—	—
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	—	—	—	—	—	—
うち、謝絶に係る貸付債権	—	—	—	—	—	—
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	—	—	—	—	—	—
うち、審査中の貸付債権	—	—	—	—	—	—
うち、取下げに係る貸付債権	—	—	—	—	—	—
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	—	—	—	—	—	—
うち、実行に係る貸付債権	—	—	—	—	—	—
うち、謝絶に係る貸付債権	—	—	—	—	—	—
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	—	—	—	—	—	—
うち、審査中の貸付債権	—	—	—	—	—	—
うち、取下げに係る貸付債権	—	—	—	—	—	—

【お客様が中小企業であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合】

該当ありません

【お客様が住宅資金借入者である場合】

該当ありません

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」という。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」という。)を利用し又は利用しようとするお客様の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反の恐れのある取引に関し、法令等及びこの基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、並びに、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反の恐れのある取引(以下、「対象取引」という。)として、以下の事項に該当する取引を管理いたします。

①お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得る状況又は損失を回避している状況にある取引

②前項の状況が、お客様との間の契約上又は信義則上の地位に基づく義務に反する取引

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かについては、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括責任者又は利益相反管理統括補助責任者(以下、「利益相反管理統括責任者等」という。)により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて「対象取引に該当するか否か」が決まりますが、例えば、以下のようない取引についても、対象取引に該当する可能性があります。

- ①お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある取引
- ②お客様に対する利益よりも優先して、他のお客様の利益を重視する動機を有する取引
- ③お客様から入手した情報を不当に利用して、当組合又は他のお客様の利益を図る取引

5. 利益相反管理態勢

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合の営業部門から独立した利益相反管理統括責任者等を配置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定及び管理を一元的に行い、その記録を保存します。

利益相反管理統括責任者等の配置は、適正な利益相反管理の遂行や営業部門からの独立性を担保するために両者を配置するもので、個別具体的事例において、どちらか一方が利益相反管理統括責任者の職務を行うこととします。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることで、より、利益相反管理を行うこととします。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的又は必要に応じて検証を行います。

- (1)対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2)対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3)対象取引又はお客様との取引を中止する方法
- (4)対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害される恐れがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみであります。

以上につきまして、ご不明な点がございましたら、当組合までご連絡又はお申し出ください。

【お問合せ先】

山形県医師信用組合 利益相反管理担当(業務部) TEL.023-666-5700

(受付時間は、当組合の休業日を除く、午前8時45分から午後4時45分まで)

■各種ローンのご案内

(平成24年10月1日現在)

区分	種類	期間	利率	限度額等	
事業用	一般融資	1年以内	1.800%	8,000万円以内 原則：担保・保証人 要 用途：設備、納税、運転資金等 変動金利（毎年10月見直し）	
		3年以内	2.000%		
		5年以内	2.100%		
		7年以内	2.200%		
		10年以内	2.400%		
事業用	開業・継承ローン	7年以内	2.175%	8,000万円以内 原則：担保・保証人 要 変動金利（毎年10月見直し）	
		15年以内	2.325%		
		25年以内	2.575%		
		1年以内	1.100%		
		3年以内	1.300%		
事業用	医師会協力貯蓄会融資	5年以内	1.400%	5,000万円以内（1口=500万円） 原則：担保・保証人 要 要件：医師会協力貯蓄会加入者	
		7年以内	1.600%		
		10年以内	1.700%		
		3年以内	1.300%		
		5年以内	1.500%		
事業用	医療機器・医療システム購入ローン	7年以内	1.750%	3,000万円以内（10万円単位） 原則：保証人 要、担保 不要 変動金利（毎年10月見直し）	
		10年以内	1.950%		
		30年以内	1.750%		7,000万円以内 原則：担保・保証人 要 要件：原則団体信用生命保険加入適格者 変動金利（毎年10月見直し）
		20年以内	2.375%		
		5年以内	1.700%		
個人用	マイカーローン	7年以内	1.800%	4,000万円以内（6年以内の据置き可） 原則：担保・保証人 要 変動金利（毎年10月見直し）	
		3年以内	1.600%		
個人用	海外留学支援ローン	5年以内	1.800%	1,000万円以内 原則：保証人 要、担保 不要 用途：マイカー購入、車庫建設資金等 変動金利（毎年10月見直し）	
		7年以内	2.000%		
		10年以内	2.100%		
		3年以内	1.600%		
個人用	海外留学支援ローン	5年以内	1.800%	1,500万円以内（県医師会会員・準会員） 原則：保証人 要、担保 不要 疎明資料：入学許可書等 変動金利（毎年10月見直し）	
		7年以内	2.000%		
		10年以内	2.100%		
		3年以内	1.600%		

山形県医師信用組合

〒990-2473 山形市松栄一丁目6番73号 TEL.023-666-5700 FAX.023-666-5701

URL <http://www.yama-ishishinkumi.co.jp/>

2012

ミニディスクロージャー誌

平成24年度上半期 経営情報

(平成24年4月1日～平成24年9月30日)



山形県医師信用組合

ご挨拶

皆様には、平素からお引き立てを賜り心より厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合の平成24年度上半期の概要をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

今後とも、当組合では、皆様により充実した金融サービスを提供できますよう、これまで以上に経営の健全性と強固な経営基盤づくりに努めてまいりますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年11月吉日

山形県医師信用組合
理事長 有海 躬行

I. 主要勘定

(単位：千円)

勘定科目	平成24年9月末	〈参考〉平成24年3月末
預金・積金	7,879,291	7,625,234
貸出金	2,281,747	2,014,008
預け金	1,560,937	1,557,910
有価証券	4,905,000	4,871,198
経常収益 (A)	62,282	118,709
経常費用 (B)	38,904	79,758
経常利益 (A - B)	23,377	38,951
業務純益	23,257	37,041
コア業務純益	12,612	35,923
当期純利益	19,586	38,455
純資産	829,930	788,476
(うち出資金)	77,420	75,000
組合員数	703 人	679 人

II. 主な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	平成20年9月末	平成21年9月末	平成22年9月末	平成23年9月末	平成24年9月末
経常収益	59,130	56,679	54,104	63,257	62,282
経常利益	10,687	8,111	7,248	18,832	23,377
当期純利益	8,494	8,868	7,414	17,833	19,586
預金・積金残高	6,458,762	6,653,172	7,359,984	7,598,762	7,879,291
貸出金残高	1,304,988	1,308,590	1,631,620	1,870,341	2,281,747
有価証券残高	4,203,820	4,332,362	4,796,235	5,077,748	4,905,000
総資産額	7,198,863	7,416,531	8,214,702	8,411,667	8,751,773
純資産額	665,869	691,946	772,316	771,586	829,930
単体自己資本比率	29.47 %	29.21 %	23.67 %	24.86 %	19.02 %
出資金	64,260	68,870	75,620	75,930	77,420
組合員数	583 人	608 人	669 人	669 人	703 人
職員数	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

※記載の各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

III. 自己資本比率 (国内基準)

(単位：千円)

区分	平成24年9月末	〈参考〉平成24年3月末
基本的項目	759,663	737,657
その他の有価証券評価損	—	—
補完的項目	7,320	6,627
控除項目	—	—
自己資本総額	766,984	744,285
リスク・アセット	4,032,155	3,198,599
Tier1比率	18.84 %	23.06 %
自己資本比率	19.02 %	23.26 %

(注1) 当組合は、「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しています。

(注2) 「その他の有価証券の評価損(△)」について、平成24年9月末は平成24年金融庁告示第56号に基づく特例に従い、平成26年3月30日までの間は当該金額の記載は行わないこととしています。〔この特例を考慮しない場合〕平成24年9月末：該当なし 平成24年3月末：該当なし

IV. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 (単体)

(単位：千円)

区分	債権額【A】	担保・保証等【B】	貸倒引当金【C】	保全額【D】=【B】+【C】	保全率【D】/【A】	引当率【C】/【A-B】
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	24年3月末	—	—	—	—	—
	24年9月末	—	—	—	—	—
危険債権	24年3月末	28,572	260	28,312	28,572	100.00%
	24年9月末	28,072	260	27,812	28,072	100.00%
要管理債権	24年3月末	—	—	—	—	—
	24年9月末	—	—	—	—	—
不良債権計	24年3月末	28,572	260	28,312	28,572	100.00%
	24年9月末	28,072	260	27,812	28,072	100.00%
正常債権	24年3月末	1,985,436	—	—	—	—
	24年9月末	2,253,675	—	—	—	—
合計	24年3月末	2,014,008	※24年3月末の不良債権比率 1.41%			
	24年9月末	2,281,747	※24年9月末の不良債権比率 1.23%			

(注) 平成24年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の 카테고리により分類し、以下の簡便な方法により算出しています。従って、平成24年3月末の計数とは算出方法が異なるため、計数は連続しておりません。

(平成24年9月末の算出方法)

- 債務者区分については原則として平成24年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準としております。ただし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実による債務者区分の変更等があった債務者については、当組合の定める基準に基づく債務者区分見直し後の債務者区分によっております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計のことで、
- 「危険債権」の金額は、債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計のことで、
- 「要管理債権」の金額は、債務者区分でいう要注意先に該当する債務者に対する債権のうち、貸出条件を緩和している債権及び3か月以上延滞している債権の合計のことで、
- 「正常債権」の金額は、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権の合計のことで、

※記載の各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

V. 貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円)

業種区分	平成24年9月末		〈参考〉平成24年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比
医療・福祉	336,046	14.7%	851,932	42.3%
その他のサービス	728,732	31.9%	—	—
その他の産業	66,000	2.9%	70,000	3.5%
小計	1,130,778	49.6%	921,932	45.8%
地方公共団体	—	—	—	—
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	1,150,968	50.4%	1,092,075	54.2%
合計	2,281,747	100.0%	2,014,008	100.0%

VI. 保有有価証券の時価情報

満期保有目的の有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

決算期科目 種類	平成24年9月末					〈参考〉平成24年3月末				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
その他	900,000	740,260	△159,740	280	160,020	1,300,000	1,033,650	△266,350	—	266,350
合計	900,000	740,260	△159,740	280	160,020	1,300,000	1,033,650	△266,350	—	266,350

その他の有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

決算期科目 種類	平成24年9月末					〈参考〉平成24年3月末				
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	差額	うち益	うち損
株式	948	1,085	137	137	—	948	1,180	232	232	—
債券	3,805,085	3,921,984	116,898	137,921	21,022	3,402,810	3,491,148	88,337	114,597	26,259
国債	298,968	322,870	23,901	23,901	—	298,937	315,720	16,782	16,782	—
地方債	704,776	738,931	34,154	34,154	—	904,529	940,751	36,222	36,222	—
社債	2,801,340	2,860,182	58,842	79,864	21,022	2,199,343	2,234,676	35,333	61,593	26,259
その他	100,000	81,930	△18,070	—	18,070	100,000	78,870	△21,130	—	21,130
合計	3,906,033	4,005,000	98,966	138,058	39,092	3,503,758	3,571,198	67,440	114,829	47,389

VII. 地域貢献活動

当組合の地域貢献に対する経営姿勢

医療界における業域信用組合である当組合は、山形県内の医師・医療機関のための専門金融機関として組合員に対する金融サービスを通じて、医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展及び向上に寄与し、地域の方々が安心して暮らせる環境づくりに貢献してまいります。

当組合の基本方針である融資を通じた地域貢献

当組合は、医療施設等の新規開設や増改築あるいは医療機器の購入等をはじめとする医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展及び促進に向けた取組みを支援するため、積極的に融資事業を展開し地域貢献をはかってまいります。

平成24年度上半期実績

組合員の先生方への医療機器・医療システム等の設備投資および開業後の運転資金ならびに納税などに伴う運転資金などの資金ニーズに対応しております。

①設備資金	11件	185百万円
②運転資金	9件	170百万円
③住宅資金	5件	78百万円
④教育資金その他	11件	109百万円

※記載の各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。